



2025年1月10日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア ク ア ラ イ ン
代表者の役職・氏名 代表取締役社長 大垣内 剛
(コード番号：6173 東証グロース)
問 合 せ 先 取締役副社長 経営企画部長 加藤 伸克
(TEL.03-6758-5588)

「内部統制報告書の訂正報告書」の提出に関するお知らせ

当社は、本日公表の「過年度の有価証券報告書の訂正報告書の提出及び過年度決算短信等に係る訂正並びに過年度特別損失計上に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、本日、過年度の決算短信等の訂正版を公表するとともに過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を提出いたします。

また、これと併せて、金融商品取引法第24条4の5第1項に基づき、「内部統制報告書の訂正報告書」を提出いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

株主の皆様をはじめ投資家、市場関係者の皆様ならびにお取引様その他すべてのステークホルダーの皆様にご多大なご心配とご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

記

1. 訂正の対象となる内部統制報告書

第27期 内部統制報告書（自2021年3月1日至2022年2月28日）

第28期 内部統制報告書（自2022年3月1日至2023年2月28日）

第29期 内部統制報告書（自2023年3月1日至2024年2月29日）

2. 訂正の内容

上記の内部統制報告書のうち、3【評価結果に関する事項】を以下のとおり訂正いたします。

なお、訂正箇所には下線を付して表示しております。

(1) 第27期 内部統制報告書（自2021年3月1日至2022年2月28日）

3【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。従って、当事業年度の末日現在の当社の財務報告に係る内部統制は有効ではないと判断いたしました。

記

当社は、外部機関による調査（資料の提出、ヒアリング）の過程において、当社が保有する投資有価証券（暗号資産転換可能社債）及び暗号資産関連の取引並びに水まわりサービス支援事業における取引に関して、過年度より不正確な会計処理が行われていた可能性がある（以下「本事案」といいます）との指摘を受け、2024年7月5日に取締役会において、本事案の実態解明及び原因究明などを目的に特別調査委員会の設置を決定いたしました。

2024年9月18日に、特別調査委員会による調査結果報告書を受領した結果、当社と特定の加盟店との間での水まわりサービス支援事業に関する債権債務の決済取引に関して、当社代表取締役社長の主導によって、その一部に当社代表取締役の自己資金を原資とする取引が含まれており、また、その他に当社が管理する他の加盟店の銀行口座等を通させる取引等も含まれているという報告を受け、その経済的実態は資金移動取引であることが判明いたしました。加えて、特定の加盟店に対する水まわりサービス支援事業の売上高の取引価格の算定に誤りがあることが判明いたしました。また、これらに関連して、貸倒引当金の算定に誤りがあることが判明いたしました。さらに、当社が保有する投資有価証券（暗号資産転換可能社債）の評価及び暗号資産の処分見込価額の見積りについて、保有区分の見直し等に伴う評価方法の見直しを提言されました。

当社は、特別調査委員会により指摘された不適切な会計処理等が生じた原因は、以下の点にあると考えております。

- ・代表取締役社長はじめ、経営陣のコンプライアンス意識の希薄さ
- ・役職員の適正な会計処理を実施するための会計リテラシーの低さ
- ・相互牽制機能の不全
- ・取引関係の不適切さ
- ・契約締結フローに関する体制の不備・不十分さ
- ・経理部門・内部監査部門の機能不全

上記の発生原因に関する分析・評価の結果、確認された不備が財務報告に重要な影響を及ぼしており、全社的な内部統制及び全社的な決算・財務報告プロセス並びに業務プロセスに関する内部統制について、開示すべき重要な不備に該当するものと判断いたしました。

以上の事実の判明は、当事業年度の期末日以降となったため、訂正の対象となる内部統制報告書の提出日においては、当該開示すべき重要な不備を把握することができず、当事業年度の内部統制は有効と判断するに至り、当該不備を当事業年度末日までに是正することはできませんでした。

なお、上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正は、全て財務諸表に反映しております。当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、開示すべき重要な不備を是正するため、特別調査委員会から受領した調査結果報告書の再発防止策の提言事項を踏まえ、以下の再発防止策を実行し、内部統制の整備・運用を図ってまいります。

(1) 経営トップの決意表明

コンプライアンスを最重視する経営方針の発信

毎月、トップメッセージの発信として、コンプライアンスの重要性を強調するメッセージを発信し、法令遵守を当社の事業における最優先事項とすることの意識付けを徹底します。

(2) ガバナンス体制の強化・経営トップに対する牽制機能の強化

① 経営戦略会議の新設

代表取締役社長に対する機動的な牽制を目的とした「経営戦略会議」の新設

目的：意思決定を適正かつ適切なものとするための諮問機関として代表取締役社長の判断過程・意思決定内容を、事前ないし事後（可及的速やかに）に把握し、契約書作成の要否、会計面での処理方法をはじめとする法令等遵守に関する取組みについて、機動的な牽制機能を働かせます。

構成員：独立性の観点から、代表取締役社長、社外取締役及び常勤監査役、経営監査部長、外部専門家として弁護士及び公認会計士等の外部専門家がオブザーバーとして参加する予定です。

開催頻度：月1回 なお、招集権者からの招集があった場合は、速やかに開催する

招集権者：構成員及び取締役、監査役、部門長

事務局：人事・総務部長

② 既存委員会の見直し

現状の「内部統制委員会」及び「コンプライアンス委員会」の機能を統合し、「内部統制・コンプライアンス委員会」とする。また、再発防止策の継続的な実施状況を有する新たに委員会とします。

③ 監査体制の強化

i 内部監査機能の質の向上を図り、経営活動や各委員会への広く助言を行う組織として格上げし、内部監査室から経営監査部に上位層へ改編を行います。

ii 業務執行部門から独立した経営監査部を取締役会直轄とするとともに、監査役会との直接の指示・報告をする体制とします。

iii 内部監査部門の独立性を確保するため、経営監査部長の任命・評価・異動等、監査計画については、監査役会の同意を得た上で、取締役会の承認を得るものとします。

iv 内部監査部門の人員体制強化

現在1名体制から2名体制

(3) 取引関係の適正化

① 加盟店の口座管理の解消

口座管理は、水まわりサービス支援事業における加盟店の経理事務受託における口座管理の解消をします。

② 既存取引の再確認

この度の不祥事に関連する会社との他の取引について、取引条件等の点検を行います。

(4) 契約内容に関する重要性の体制整備

- ① 契約締結の社内フローの見直し
- ② 役職員に対する法務研修の実施

(5) 会計リテラシーの向上・会計知識の教育研修の実施

- ① 会計リテラシーの向上・会計知識の教育研修の実施

対象者：財務・経理部、経営企画部、人事・総務部、コンプライアンス・法務室、経営監査部

- ② コンプライアンス教育の実施

全般的なコンプライアンス教育の定期的な実施

対象者：全役職員

- ③ 適時開示の重要性に対する意識の向上

適時開示に関するセミナー動画を活用した教育の実施

対象者：財務・経理部、経営企画部、人事・総務部、コンプライアンス・法務室、経営監査部

(6) 人材の拡充

管理部門の人材不足の解消

社内異動、新規採用、業務委託等による不足人員の確保を行います。

- ・ 経営企画部（事業計画、IR担当） 1名増

現在の体制：0名（財務・経理部長及び人事・総務部長が兼務で担当）

- ・ 財務・経理部（予算管理、資金管理）1名増

現在の体制：5名（部長、社員1名、他業務委託2名、派遣スタッフ1名）

- ・ 人事・総務部 1名増

現在の体制：4名（部長、総務担当1名、労務担当2名）

- ・ コンプライアンス・法務室1名増

現在の体制：0名（人事・総務部長とお客様相談室長が兼務で担当）

- ・ 経営監査部 1名増

現在の体制：1名（現内部監査室）

(2) 第28期 内部統制報告書（自 2022年3月1日 至 2023年2月28日）

3 【評価結果に関する事項】

（訂正前）

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

（訂正後）

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。従って、当事業年度の末日現在の当社の財務報告に係る内部統制は有効ではないと判断いたしました。

（以下、第27期の訂正後に同じ）

(3) 第29期 内部統制報告書（自 2023年3月1日 至 2024年2月29日）

3 【評価結果に関する事項】

（訂正前）

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であ

ると判断しました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。従って、当事業年度の末日現在の当社の財務報告に係る内部統制は有効ではないと判断いたしました。

(以下、第27期の訂正後に同じ)

以上